

令和3年5月12日
一般社団法人日本若者協議会
ジェンダー政策委員会

LGBT 理解増進法に LGBT の差別的取扱いの禁止を明記することを求める緊急提言

現在、与野党間において「LGBT」をめぐる法案が佳境を迎えており、その中で自民党は、LGBT に対する「差別の禁止」ではなく「理解の増進」を掲げ、「LGBT 理解増進法」の制定へ向けて調整を図っています。

しかし、2020 『性的マイノリティについての意識：2019 年（第 2 回）全国調査報告会配布資料』によれば、同性婚に「賛成」「やや賛成」と回答したのは 64.8%（2015 年比で 13.6 ポイント増加）で、LGBT に関する専門シンクタンクが、2019 年に取りまとめた意識行動調査からは、LGBT という言葉の認知度は 91.0%（3 年前と比較して 36.7 ポイント増加）、LGBT に関する内容の理解は 57.1%（3 年前と比較して 24.4 ポイント増加）ということが分かっており、これらの結果から、社会における LGBT への理解は急速に広まっていると考えることができます。その反面、LGBT の約半数がいじめ被害を経験し、シスジェンダー・異性愛者と比較した際に LGB（同性

愛者・両性愛者)が6倍、T(トランスジェンダー)が10倍もの割合で自殺未遂を起こしています。これらの現状から、LGBTへの理解が、必ずしも差別根絶へと結びついていないと考えます。

LGBTに対する差別を解消する手段として、理解増進のみを選ぶことは不十分です。理解増進のみならず、差別を禁止する法による当事者の救済が必要ではないでしょうか。

そこで、日本若者協議会では、当事者や若者の様々な意見を踏まえたうえで、LGBT理解増進法について、以下の懸念点を挙げ、差別的取扱い禁止の明文化を求めます。

記

私たちのLGBT理解増進法への5つの懸念

1. LGBT理解増進法が差別を「放置」してしまう懸念

現在世界80カ国以上の国において、雇用における性的指向に関する差別を禁止しており、主要7カ国(G7)で差別的取扱いを禁止する法律がないのは日本だけです。今日本のLGBT当事者に必要なのは理解増進法のように「理解を求める」法律ではなく、「差別的取扱いを禁止する」法律です。

トランスジェンダーであることを理由に採用面接を打ち切られたり、ゲイであることで左遷やクビにされたり、学校から追い出されたりするといった、「差別的取扱い」がいま実際に日本で起きています。差別禁止の規定がなければ、こういった「差別的取扱い」から当事者を保護することができません。「障害者差別解消法」や「男女雇用機会均等法」「アイヌ新法」などでも、差別的取扱いの禁止が規定されているように、不当な取扱いを是正する規定を制定するにあたり不可欠です。

よって、LGBT 理解増進法は国民が自主的に LGBT についての理解を深めることを推進するのみであって、本法案制定の背景（差別やいじめなどの不当な扱いによる自死・自殺の選択など）を一切加味せず、これらの状況の解消に繋がりにくい文言となるため、私たちは反対です。

2. LGBT 理解増進法が同性婚やパートナーシップ制度の導入を阻害してしまう懸念

理解増進法には「理解」の定義がされていないため、仮に LGBT 理解増進案が成立したとしても「社会の理解が足りない」「理解を広げることが先」などを言い訳に婚姻平等の実現や、自治体のパートナーシップ制度の導入が妨げられる可能性があります。法案では「理解」がいったい何を指すのか、どこまで広がれば「理解が足りる」のか、一切示されていないため、自民党の考える「理解」に合致しないという理由で、必要な

措置を行うことができなくなる懸念があります。例えば「同性婚」という言葉の入った啓発パンフレットの作成・配布ができない、パートナーシップ制度導入などの広がりも阻害される、教育や労働・医療の現場における LGBT への適切な配慮や、対応の取り組みが制限されるなどが、予想されます。

3. LGBT 理解増進法がトランスジェンダーへのバッシングを広げてしまう懸念

自民党で開催された複数の会合で、トランスジェンダー女性に対するバッシングが行われたと聞きます。例として「いま私も女性になりたいと思えば女性になれる」という曲解や、海外のトランスジェンダー女性の写真を資料として提示し「グロテスク」などという言葉も使って「女性の活躍、安全が脅かされる」とトランスジェンダー女性の実態を無視した、あまりに差別的な発言がされたと聞きました。また、自民党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」による勉強会のテーマは「暴走する LGBT」で、トランスジェンダー女性が女性や女性活躍にとって脅威になると披露されたことを、毎日新聞が報道していました。

このような認識のもと「理解」を広げる法律をつくるのは、トランスジェンダーに対するバッシングを助長しかねません。トランスジェンダーに対する差別行為を、差別だと自覚せず行う人々が、トランスジェンダーへの理解を促す法律の制定を行うことが出

来るのでしょうか。また、自民党が国民に求める「理解」が左記のような議員による対応であるとするならば、「理解増進」はなされるべきではありません。たしかに他者を理解することは性的指向・性自認の問題にかかわらず極めて難しいことであって、理想の姿を描きにくく、達成の度合いも可視化しづらいと思います。しかし、だからこそ、今当事者に必要なのは、福祉的なサポートを積極的に求める法案だけでなく、苦しめられている現状を解消するための不当な差別的取扱いを禁止する、夜警的な規定の明文化です。これをもってトランスジェンダーの権利を確立することが重要であると考えます。

4. LGBT 理解増進法が、LGBT に対しての誤解を招く懸念

LGBT 理解増進法が目指す社会像は「多様性を受け入れる精神の涵養と多様性に寛容な社会の実現」です。前半部分の「多様性を受け入れる精神の涵養」には、「涵養」という言葉が使われています。デジタル大辞泉によると「涵養」は、「水が自然にしみこむように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。」であり、これは現在当事者が求める、早急の差別解消には結びつきません。多数派の理解が追いついていないことが原因で、少数派の権利が侵害されることがあってよいのでしょうか。

また、後半部分の「多様性に寛容な社会の実現」には「寛容」という言葉が使われていますが、これはデジタル大辞泉によれば「他人の罪や欠点などを厳しく責めないこと。」という意味を持ちます。LGBTであることは、当事者の過失や落ち度ではありません。先日の札幌地裁による同性婚訴訟憲判決でも判示されたとおり、性的指向及び性自認は自らの意思で変えることは出来ません。

「多様性に寛容な社会の実現する」という目標が、かえって多数派と少数派間に、認める・認めてもらうといった上下関係や、優劣の区別、無意識の偏見等を生む可能性があると考えます。

5. LGBT 理解増進法が、LGBT の若者の将来の可能性を狭めてしまう懸念

現在、多くの若者が就職活動に励んでいます。そして今後も多くの学生が就職活動を経て社会人になっていきます。若者が企業を選ぶ際の条件には個人差がありますが、業種や働くエリアなどに加えて、待遇・福利厚生は多くの人々が注目する項目だと思います。その待遇・福利厚生において、近年 LGBT フレンドリーな制度をあげる企業が増えつつあります。LGBT フレンドリーな制度を設ける企業の対応例としては、会社が認定した同性パートナーとの子どもを社内制度上「家族」として扱う「ファミリーシップ申請」の導入、ジェンダーフリートイレ・ユニバーサルトイレの導入、LGBT につい

での研修、ワーキングネームの使用許可、社内の服装規定の廃止、健康診断の個別実施などがあげられます。このように当事者の悩みに寄り添い、個々の多様性を重視できる制度は LGBT にとってだけでなく、社会において多数派である多くの人々にとっても、生きやすい職場作りに繋がるのではないのでしょうか。

しかしながら、上記のような制度を導入している企業は未だ一握りで、カミングアウトをした時点で周りの対応が一気に変わったり、内定取り消しをされたり、差別によって休職に追い込まれたりしている人がいるのが現状です。性的指向や性自認と、仕事的能力には何の関係もありません。LGBT というだけで企業の選択肢が狭まり、仕事の機会が奪われてしまうことがあってはいけないと考えます。何が差別か法律で定め、差別禁止を明記することで、人々は日常にどれほど差別が存在していたのかを知ることが出来るのではないのでしょうか。そしてこれが、企業内における LGBT フレンドリーな制度導入に繋がると期待できます。

私たちが求めているのは、LGBT に対する特別扱いではありません。苦しんでいる人がいる現状を可視化し、公平な環境づくりのために差別の解消を行うことです。これからの未来を担う若者が、自分の能力をしっかりと発揮できるような環境づくりとして差別禁止は必須です。

よって、以上の理由から、私たちは法律に LGBT の差別的取扱いの禁止を明記することを求めます。

※補足

5月10日の朝日新聞の報道によると、自民党の特命委員会が法律の目的に「差別は許されない」と明記する修正案をまとめ、野党側に提示したとされています。しかし、「差別は許されない」という文言は、誰が誰に対して許し・許されず、許されなかった結果どうなるのか、どのような場合に許されないのかなどに言及はなく抽象的であります。LGBT の置かれた苦しい現状を解決するには「差別をしてしまった後の事後的な注意」ではなく「そもそも差別的な言動をしないようにするルール」が効果的であり、必要だと考えます。そのため、しっかりと法律に LGBT の差別的取扱いの禁止を明記することを求めます。

LGBT を取り巻く世界の状況は日々変化していますが、先進国をはじめ世界各国で、性的指向や性自認に基づく差別の禁止が法律により定められています。2000年代には、EU 理事会で「雇用と職場における平等指令」が制定され、性的指向に基づく差別禁止を明記し、性的指向を理由として求職者の差別的取り扱いをすること、職場で揶揄や侮辱をすること、昇進や研修の機会を阻むことが禁止されました。また 2009 年のリ

スポン条約が発効されて以来の、EU 基本憲法章には人々が性的指向を理由とした差別を受けない権利がある事が明記されています。その後も、メキシコで「差別防止禁止連邦法」や、ドイツの「一般平等取扱法」、スウェーデンの「新差別禁止法」、カナダの「カナダ人権法及び刑法改正」、オーストラリアの「性差別禁止改正法」など、男女間の性差別だけではなく、より多様な性に対しての差別禁止が法律によって定められています。日本も、2011年に史上初めて行われた「LGBTの人権に関する国連決議」で賛成にまわっていました。世界各国に足並みを揃え、これからも世界をリードする存在として、国内においても、個人性的指向や性自認を理由とした差別禁止を表明してください。

参考：日本若者協議会は、若者の声を政府や社会に届ける「窓口」として、若者政策の立案、各政党との政策協議、政策提言を行っている若者団体です。個人・団体会員の合計は約4,600名となっています（2021年5月時点）。

参考文献：

・朝日新聞 2021 年 05 月 10 日 LGBT 法案、自民の修正案判明 「差別は許されない」と明記

<https://news.yahoo.co.jp/articles/e9eceed81594f2bd65ac343807b340c98308910d>

・釜野さおり・石田仁・風間孝・平森大規・吉仲崇・河口和也, 2020 『性的マイノリティについての意識 : 2019 年 (第 2 回) 全国調査報告会配布資料』 JSPS 科研費 (18H03652) 「セクシュアル・マイノリティをめぐる意識の変容と施策に関する研究」 (研究代表者 広島修道大学 河口和也) 調査班編より

・株式会社 LGBT 総合研究所, 2019, 「LGBT 意識行動調査 2019」 (https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/11/191126_Release.pdf , 2021 年 5 月 9 日取得).

・国連広報センター, 「LGBT 性的指向と性同一性を理由とする差別との闘い」 ([LGBT | 国連広報センター \(unic.or.jp\)](https://unic.or.jp)), 2021 年 5 月 12 日取得

・東京新聞 2021 年 05 月 09 日 『LGBT 法整備、与野党で大きな隔たり 自民「まずは理解増進」、野党「実質的な差別解消を」』 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/103005>

・「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム, 2019, 「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート 報告書 (単純集計結果)」 (<http://www.ipss.go.jp/projects/j/SOGI/%EF%BC%8A20191108%E5%A4%A7%E9%98%AA%E5%B8%82%E6%B0%91%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E4%BF%AE%E6%AD%A3%EF%BC%92%EF%BC%89.pdf>, 2021 年 5 月 9 日取得).

・ハフィントンポスト 2021 年 05 月 07 日 『同性婚を阻む可能性も。自民党の「LGBT 理解増進法案」がダメと言われる理由』

https://www.huffingtonpost.jp/entry/sexual-minority-anti-discrimination_jp_60936c1be4b02e74d22f9706

・プライドハウス東京, 『「差別禁止法」に関する世界各国の法整備』 ([『差別禁止法』に関する世界各国の法整備 | プライドハウス東京 \(pridehouse.jp\)](#)), 2021 年 5 月 12 日取得)

・毎日新聞 2021 年 05 月 06 日 『「自民の LGBT 理解増進法案は差別放置」当事者ら反対表』

<https://mainichi.jp/articles/20210506/k00/00m/040/134000c>

・毎日新聞 2021 年 05 月 09 日 「トランスジェンダーへの誤った認識 自民党勉強会でも」

[トランスジェンダーへの誤った認識 自民党勉強会でも | 毎日新聞 \(mainichi.jp\)](#)

・note #LGBTQ がいじめ差別から守られる法律を求めます

https://note.com/lgbtq_houritsu/n/n56acf6a6d9d2

・ライフネット生命保険株式会社, 2020, 「第 2 回 LGBT 当事者の意識調査 ~世の中の変化と、当事者の生きづらさ~ 宝塚大学看護学部日高教授への委託調査」 ([20208-31-news.pdf \(lifenet-seimei.co.jp\)](#)), 2021 年 5 月 9 日取得).

以上